# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	子ども・子育て支援に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鎌ケ谷市長

## 公表日

令和6年9月10日

[平成31年1月 様式2]

### T 朗油棒却

1						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務					
②事務の概要	児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、以下の事務を行う。 1. 給付対象施設の登録 2. 支給認定事務:保育の必要性に応じて認定を行い、台帳を作成し、認定証や通知書等を交付する。 3. 利用調整:入所選考基準に基づき、施設別、指数順、入所希望状況等の各種リストを作成する。 4. 契約及び給付:契約内容を入力し、事業所からの請求に対して審査、支払処理を行う。 5. 利用者負担額の収納管理 6. 交付金申請:支給実績等情報、給付費に係る台帳情報を国のシステムと連携する。 7. 情報提供ネットワークシステムを介した情報連携 8. マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での受領 9. マイナポータルのお知らせ機能での通知 10. 公金受取口座を活用した公金給付の実施					
③システムの名称	子ども・子育て支援新制度対応システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・ 電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能、口座登録・連携ファイル					
2. 特定個人情報ファイル名						
子ども・子育て支給認定台帳情報ファイル						

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一 第9項、第127項、第135項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する	]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	(別表第二における) (別表第二における)		』): 無し 』): 番号法第19条第8号

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	鎌ケ谷市健康福祉部幼児保育課
②所属長の役職名	幼児保育課長

#### 6. 他の評価実施機関

総務省

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

鎌ケ谷市総務企画部総務課行政室 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 047-445-1141

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

鎌ケ谷市健康福祉部幼児保育課 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 047-445-1141 連絡先

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
		令和	16年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[   基礎	項目評価	書 ]		1 2	<選択肢> ) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及し 3) 基礎項目評価書及し	《重点項目評価書 《全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	1 2	<選択肢> )特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[	十分である	]	1 2 3	<選択肢> ) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	1	1 2	<選択肢> )特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[ 0	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	1 2	<選択肢> ) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5 株字伊丁榛起の担併 移動	-/	tota des des des de la companya de l		A SECOND DESCRIPTION	FA ( )	]提供・移転しない		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託代	P情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供を	:陈〈。) [ 〇	」を決・物料しない		
5. 特定個人情報の提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	k (委託代 [	<b>・情報提供ネットワー</b>	-クシステ <i>1</i> ]	, 1 2	(選択肢> (選択肢> () 特に力を入れている () 十分である () 課題が残されている	一		
不正な提供・移転が行われ	[		- <b>クシステ</b> エ ]	1 1 3 <b>[ ]接続</b> し	<選択肢> ) 特に力を入れている !) 十分である !) 課題が残されている <mark>しない(入手) </mark> [	]接続しない(提供)		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[		- <b>クシステ</b> エ ] ]	1 2 3 <b>[ ]接続L</b> 1 2 3	く選択肢> () 特に力を入れている () 十分である () 課題が残されている () 課題が残されている () 世に力を入れている () 十分である () 課題が残されている			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークシ目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 【 【	との接続	] ] ]	[ ]接続L 2 3 [ ]接続L 2 3 3	く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている しない(入手) [ く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  不正な提供が行われるリス	[ 【 【	<b>との接続</b> 十分である	] ] ]	1 2 3 <b>[ ]接続し</b> 1 2 3 4 1 2 3	く選択肢> )特に力を入れている ② 十分である ③ 課題が残されている ② 実現肢> (選択肢> )特に力をある ② 計題が残されている ② 課題が残されている ② 課別に力をある。 ② 課別に力である。 ② 共にしている ② 計・分が残されている ② 計・分が残されている ② 計・分が残されている ② 計・分が残されている ② 計・分が残されている			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークシ目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 【 【	<b>との接続</b> 十分である	] ]	[ ]接続L 3 [ ]接続L 3 1 2 3 3	<ul> <li>(選択肢&gt;         <ul> <li>(選択肢&gt;             <ul> <ul></ul></ul></li></ul></li></ul>	]接続しない(提供)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークションのの対策は十分か 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  7. 特定個人情報の保管・対定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分	「 「 「 <b>消去</b>	<b>との接続</b> 十分である 十分である	]	[ ]接続L 3 [ ]接続L 3 1 2 3 3	く選択肢> )特に力を入れている ② 十分が残されている ② 課題が残されている ② 課題に力をある ② 選択に力をある ② 学行がが入れている ② け特分がが入れている ② 対特に力であ残されている ② 対特に力である ③ 課題が残されている ② 対特に分をある ③ 課題が残されている ② 対策に力をある	]接続しない(提供)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークションのの対策は十分か 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  7. 特定個人情報の保管・特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策は十分か	「 「 「 <b>消去</b>	<b>との接続</b> 十分である 十分である	]	[ ]接続L 3 [ ]接続L 3 1 2 3 3	く選択肢> )特に力を入れている ② 十分が残されている ② 課題が残されている ② 課題に力をある ② 選択に力をある ② 学行がが入れている ② け特分がが入れている ② 対特に力であ残されている ② 対特に力である ③ 課題が残されている ② 対特に分をある ③ 課題が残されている ② 対策に力をある	]接続しない(提供)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークシ目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  7. 特定個人情報の保管・特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策は十分か  8. 監査	「 「 「 <b>消去</b> 「 「 <b>〇</b> ]	<b>との接続</b> 十分である 十分である 十分である	]	[ ]接続L 1 2 3 1 2 3 1 2 3 4 1 2 3	く選択肢> )特に力をる。 ② 計解題が残されている。 ② 課題が残されている。 ② 課題が残されている。 ② 選択肢> 入るれている。 ② 学・十分類が表されている。 ② 学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	]接続しない(提供)		

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	I -5-② 所属長	幼児保育課長 押切 良雄	幼児保育課長	事後	様式変更に伴う修正
平成31年4月26日	Π _ 1	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	Ⅱ -2 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年9月10日	I - 1 - ② 事務の概要	子ども・子育て支援法に基づく支給認定の管理、保育料の認定等を行う。 1. 支給認定事務 2. 施設型給付費等支給事務 3. 保育料認定、徴収管理事務 4. サービス検索・電子申請機能での書類の受理	児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政 手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律に基づき、以下の事 務を行う。 1. 給付対象施設の登録 2. 支給認定事務:保育の必要性に応じて認定 を行い、台帳を作成し、認定証や通知書等を 交付する。 3. 利用調整:入所希望状況等の各種リストを作成する。 4. 契約及び給付:契約内突を入力し、事業所 からの請求に対して審査、教処理を行う。 5. 利用者負担額の収録管理 6. 交付金申請:支給実績等情報、給付費に係 る台帳情報を国のシステムと連携する。 7. 情報提供ネットワークシステムを介した情報連携 8. マイナポータルによるサービス検索・電子 申請機能での受領 9. マイナポータルによるサービス検索・電子 申請機能での受領 9. マイナポータルのお知らせ機能での通知 10. 公金受取口座を活用した公金給付の実 施	事後	文言の修正及び項目追加
令和6年9月10日	I -1-③ システムの名称	内統合宛名システム、中間サーバー、サービ	子ども・子育て支援新制度対応システム、団体 内統合宛名システム、中間サーバー、サービ ス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知 らせ機能、口座登録・連携ファイル	事後	項目追加
令和6年9月10日	I -3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令:未制定	番号法第9条第1項 別表第一 第9項、第127 項、第135項	事後	項目追加
令和6年9月10日	I -4-② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠):無し (別表第二における情報照会の根拠):番号法 第19条第7号 別表第二 第116項	(別表第二における情報提供の根拠):無し (別表第二における情報照会の根拠):番号法 第19条第8号 別表第二 第116項	事後	7号→8号